

令和3年7月9日

令和3年第2回神奈川県議会定例会

防災警察常任委員会報告資料

くらし安全防災局

目 次

| | |
|--------------------------|---|
| I 新型コロナウイルス感染症に係る取組..... | 1 |
|--------------------------|---|

別添資料 7月12日以降の本県の対応について

I 新型コロナウイルス感染症に係る取組

くらし安全防災局では、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部の統制部として、庁内各局と連携し、会議の開催、県の実施方針のとりまとめ、措置の実施などの対応を行った。令和3年7月8日の防災警察常任委員会以降の主な取組は、次のとおりである。

1 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議の開催

| 開催日 | 主な内容 |
|------|------------------|
| 7月8日 | 7月12日以降の対応について協議 |

2 まん延防止等重点措置の延長に伴う対応

令和3年7月8日、特措法第31条の4第3項に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の延長の公示を受けた。

(1) 措置を延長する期間

令和3年7月12日～8月22日

(2) 措置区域

横浜市、川崎市、相模原市、厚木市

(3) 延長に伴う措置の主な内容

ア 飲食店等への時短要請

| 措置区域 | その他区域 |
|---|--|
| <p>【営業時間】 5時から20時 原則、酒類の終日提供停止。ただし、「マスク飲食実施店」、又は7月11日までに認証申請を行った店舗を除く。 (7月11日までに「マスク飲食実施店」の認証申請を行えなかった店舗で、7月31日までの間に、認証申請を行った場合には、その認証申請を行った翌日以降、酒類の提供を可能とする。)</p> <p>マスク飲食実施店の酒類提供条件</p> <ul style="list-style-type: none">提供時間は11時から19時滞在時間(90分以内)人数(1組4人以内、同居家族) | <p>【営業時間】 5時から21時 酒類の提供は11時から20時まで。</p> <p>酒類提供条件</p> <ul style="list-style-type: none">滞在時間(90分以内)、人数(1組4人以内、同居家族)感染防止対策の基本4項目の遵守 |

イ 大規模集客施設への営業時間短縮等

措置区域(1,000㎡超):20時までの要請(イベント開催時は21時まで)
措置区域(1,000㎡以下):20時までの働きかけ(イベント開催時は21時まで)
その他区域(規模不問):21時までの働きかけ

3 要請に応じない飲食店等への対応

5月12日から6月20日までの措置期間内に命令に応じず、20時以降も営業していた71店舗の飲食店等について、特措法第80条第1号に基づく過料手続にかかる通知を関係各地方裁判所あてに発出した。